

(保健)の授与がなされること。

- (2) 国立養護教諭養成所を卒業した者が、養護教諭1級普通免許状及び中学校教諭1級普通免許状(保健)に上進しようとする場合には、一定の単位の修得が免除されること。
- (3) 養護教諭2級普通免許状の授与を受ける場合の基礎資格に関する特例

養護に従事する職員(公費負担の職員で常時勤務する者)で、高校を卒業した者および養護助教諭の臨時免許状の授与を受けることのできる者についても、養護教諭2級普通免許状の授与を受けられる道が開かれたこと。

なお、国立養護教諭養成所は、昭和40年4月1日をもって北海道および岡山県にそれぞれ1ヶ所設置され、その修業年限は3年となっている。

### 3 免許法認定講習

本年度においては、夏季免許法認定講習、幼稚園保育内容研究講習会および養護教諭資格付与講習会が開催された。

#### (1) 夏季免許法認定講習

- 会 場 地 郡山市、会津若松市、平市
- 期 間 昭和40年8月2日～8月11日
- 実施状況

会場	一般・専門の別	科 目	受講者数	付与単位数
郡山市	教科専門科目	音楽	58	58
	教職専門科目	体育科教材研究	60	60
	"	農業科教育	30	30
	"	工業科教育法	85	85
	特殊教育専門科目	盲教育	16	16
	"	聾教育	26	26
	"	異常児教育	46	46
	"	盲心理	17	17
	"	聾心理	25	25
	"	異常児心理	50	50
平市	教職専門科目	音楽	26	26
	"	図画工作	26	26
	教科専門科目	体育科教材研究	18	18
	"	音楽科教材研究	24	24
	教科専門科目	図画工作	26	26
	教科専門科目	体育	27	27
平市	教科専門科目	音楽科教材研究	23	23
	"	図工科教材研究	43	43

#### (2) 幼稚園保育内容研究講習会

- 会 場 地 福島市、福島市立清明幼稚園
- 期 間 昭和40年7月19日～7月23日
- 受講者および付与単位数  
科目および単位 保育内容の研究(言語) 1位  
受講者数 52名  
付与単位数 52単位

#### (3) 養護教諭資格付与講習

- 会 場 地 福島市、福島市立福島第一小学校
- 期 間 昭和40年8月17日～8月24日
- 実施状況

科 目	受 講 者 数	付 与 単 位 数
養護教諭の職務	24	24
学 校 保 健	24	24

## 第5節 訴 訟 事 件

### 1 事件の概要

昭和41年3月31日現在、当教育委員会関係の争訟事件は、行政訴訟事件として裁判所に係属中のもの9件、県人事委員会に不利益処分審査請求事件として係属中のもの5件、計14件におよんでおり、全国的には第5位に位置し、比較的争訟事件を多くかかえているといえる。以下行政訴訟事件、不利益処分審査請求事件にわけ、概要を説明することとする。

#### (1) 行政訴訟事件

##### ① 懲戒処分取消請求事件(福島地裁昭34年行第2号)

昭和33年9月15日、同年10月28日、同年11月26日、教職員に対する勤務評定実施に反対するため、県下において多数の教職員が上司の許可なく職場を放棄し、そのため多くの学校において正常な運営が阻害され非常に混乱が生じた。当教育委員会としては、このような行為は地方公務員法に違反するものであるとし、当時の県教員組合中央執行委員長加藤林外27名に対し懲戒処分を行なったが、加藤林外27名はこれを不服として昭和34年1月20日福島地方裁判所に懲戒処分取消の訴の提起をなしたものである。

##### ② 懲戒処分取消請求事件(福島地裁昭36年行第9号)

昭和34年7月29日県立会津工業高等学校において県教育委員会主催の中学校の技術家庭研究協議会が開催された際、当時県教組両沼支部書記長白岩正吉外約30名が会場に侵入しこれを妨害した。

..... (イ)

昭和34年8月13日から8月15日までの3日間、前記白岩正吉外7名が8月14日から16日まで開催される県教育委員会主催の昭和34年度小学校教育課程研究協議会について話し合いを求め、そのまま数度にわたる退去要請にもかかわらず県教委両沼出張所会議室に座りこみ、両沼出張所の正常な運営を阻害しこれを妨害した。..... (ロ)

昭和34年10月6日から9日までの間、飯坂町で開催された昭和34年度東北・北海道地区中学校教育課程研究協議会に反対しその開催を阻止するため、県教組の指令のもとに県下教職員(他労組、他県教組のものを含む)約300余名が動員され上述の教育課程研究協議会を妨害し、一部の教職員はその間上司の許可なく無断で職場を離脱した。

..... (ハ)

昭和34年9月8日、同年11月27日、同年12月10日の3回にわたり勤務評定反対措置要求と称し、県下において多数の教職員が上司の許可なく職場を放棄し、そのため多くの学校において正常な運営が阻害され非常に混乱が生じた。..... (ニ)

上述(イ)(ロ)(ハ)(ニ)の四つの行為は全体の奉仕者たる